

東近江市における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	関係者
黄和田上	東近江市黄和田町870番地	自家用有償旅客運送者（東近江市）が行う交通空白地有償運送（道路運送法第78条第2項、「奥永源寺溪流の里」を起点とし「銚子ヶ口入口」を終点とする路線）の用に供する自動車	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限る	東近江市 滋賀県公安委員会 滋賀運輸支局
杠葉尾口	東近江市杠葉尾町732番地			
杠葉尾	東近江市杠葉尾町1496番地1先			